

## 学会賞・奨励賞に関する規程

1. 会則第3条(6)により、日本体育・スポーツ経営学会学会賞（以下「学会賞」という）および奨励賞を設ける。
2. 学会賞は、その前年に「体育・スポーツ経営学研究」、「体育経営管理論集」、「体育学研究」に発表された体育・スポーツ経営学に関する論文、および著書を対象として最優秀論文を発表した会員に対して「学会賞」を授与する。
3. 奨励賞は、その前年に「体育・スポーツ経営学研究」、「体育経営管理論集」、「体育学研究」に発表された体育・スポーツ経営学に関する論文、および著書を対象として優秀な論文を発表した若手の会員（40歳未満）に対して「奨励賞」を授与する。
4. 「学会賞」及び「奨励賞」は総会において賞状ならびに記念品を授与する。
5. 受賞者は選考委員会の推薦を受けて理事会で決定する。
6. 選考委員会の構成、選考の方法は別に定める。
7. 賞状および記念品に要する経費は、特別会計からの支出をもってこれにあてる。
8. その他本規程に定められていない事項に関しては、理事会において決定する。
9. この規程は、理事会の決議により改正することができる。

付則 この規程は、平成12年4月1日より適用する。

この規程は、平成22年3月1日より適用する。

この規定は、令和6（2024）年8月31日より適用する。